

日本国とオーストラリアの間における物品
又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア
政府との間の協定の説明書

外

務

省

一 概説

1 協定の成立経緯

2 協定締結の意義

二 協定の主要な内容

三 協定の実施のための国内措置

(参考) 協定第五条に基づく日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の手続取決め要旨

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、国際連合平和維持活動や諸外国での災害救援活動等の分野において日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍が協力する機会が増加している現状を踏まえ、これらの活動において日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定める協定の作成に向け、平成二十二年（二千十年）三月からオーストラリア政府との間で交渉を行った。交渉の結果、協定案文について最終的合意をみると至つたので、平成二十二年五月十九日に東京において、日本側岡田外務大臣とオーストラリア側フォークナー国防大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるものであり、この協定の締結によって、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進し、もって国際連合を中心とした国際平和のための努力を始めとする国際的な協力に寄与することが期待される。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成つており、それらの主要な内容は、次のとおりである。

- 1 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の輸送又は連絡調整その他の日常的な活動のために必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条）
- 2 いずれか一方の当事国政府が、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条）
- 3 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならぬこと、物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国

政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条）

4 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条）

5 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従つて実施されること等を定める。（第五条）

6 この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両当事国政府がこの協定の実施に関する緊密な協議すること等を定める。（第六条）

7 この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること、各当事国政府は、他方の当事国政府に對して一年前に通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができること等を定める。（第七条）

三 協定の実施のための国内措置

- 1 この協定の実施のため、防衛省設置法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考) 協定第五条に基づく日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の手続取決め要旨

1 目的及び適用範囲

- (1) 手續取決めは、協定に基づく物品又は役務の相互の提供に関する手続及びその補足的な細目を定める。
- (2) 手續取決めに基づく当事者による全ての活動は、それぞれの国内法令に従つて行われる。
- (3) オーストラリア国防軍は、武器システム、主要装備品目等を提供又は受領しない。自衛隊は、武器（銃、火器等戦闘行動において直接人の殺傷その他の武力行使の手段として用いられる機械、機具又は装置）を提供しない。それぞれの国の法令により提供を禁止されている品目は、提供又は受領の対象とならない。

2 運用及び決済

- (1) 各当事者は、その権限の範囲内で、他方当事者の要請に応えるべくあらゆる努力を払う。
- (2) 手續取決めを更に明確化し、実施するための追加的な細目を定める実施取決めの交渉の手続について定める。
- (3) 連絡経路、発注証の様式、受領当事者の責任等、物品又は役務の要請、提供及び受領の手続の細目について定める。
- (4) 協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の価格の決定の手続、決済の期限、連絡先等、協定第四条に基づく決済の手続の細目について定める。
- (5) それぞれの国内法が許容する範囲内において、手續取決めに基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。
- (6) 手續取決め等に基づく処理は、秘密に該当しないものとして実施する。

3 紛争の解決

- (1) 手續取決めの解釈及び適用に関する紛争は、協定第六条の関連規定に従つて協議を通じて解決する。
- (2) 一方の当事者の要員が公務中に他方の当事者の要員に損害等を与えた場合は、当事者は、それぞれの国内法令が許容する範囲内にでできる限り速やかに解決するよう協議する。
- (3) 公務中の当事者の要員等の行為等に起因する第三者からの請求等について、当事者は、それぞれの国内法令が許容する範囲内において、解決するよう努める。その際、過失がある当事者が費用を支払うことを目的として協議すること等を考慮する。

(4) 当事者が責任の所在を決定することができない場合、又は事案が当事者の権限を超える場合には、当事者は、事案を両政府間の協議に委ねる。

4 一般条項

(1) 手続取決めは、書面による取決めによってのみ修正することができる。

(2) 手続取決めは、協定が発効した日から協定が効力を有する間、有効となる。